

**平成30年度補正予算及び平成31年度当初予算に係る
工場の現場代理人兼務要件緩和について**

平成31年2月
山口県土木建築部

平成30年度補正予算及び平成31年度当初予算の早期執行を図るため、「1 対象工事」を含む場合において、現場代理人の兼務要件を緩和します。

1 対象工事

平成30年度補正予算に係る工事及び平成31年度予算のうち平成31年9月末までに入札公告又は指名通知を行う工事

岩国土木建築事務所及び周南土木建築事務所管内においては、平成30年発災の災害復旧及び災害関連工事についても対象とする。

2 緩和内容

3,500万円未満の工事について、対象工事を含む場合は、同一の現場代理人が5件まで兼務できることとする。

		対象工事を含む	現行
現場 代 理 人		以下の要件をすべて満たす場合	以下の要件をすべて満たす場合
	3,500万円 未満工事の 兼務要件	<ul style="list-style-type: none"> a 5件以内 b 各 3,500万円未満 c 他発注機関兼務了承 d 連絡体制確保 e 兼務するいずれかの工事現場に常駐 	<ul style="list-style-type: none"> a 3件以内 b 各 3,500万円未満 c 他発注機関兼務了承 d 連絡体制確保 e 兼務するいずれかの工事現場に常駐

拡大